

令和5年度 大分地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会合同会議

1 日時 令和5年9月25日（月）午後1時30分～

2 場所 ソフィアホール会議室
（大分市東春日町17番20号）

3 出席委員（敬称略）

公益代表

荒井 公美、井田 雅貴、河野 憲嗣、清水 立茂

下田 憲雄、田中 朋子、松隈 久昭

労働者代表

〈鉄鋼業〉

首藤 征典、田中 勝裕、原口 享子

〈非鉄金属製造業〉

二宮 研介、羽田 徹、姫野 琢哉

〈電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業〉

藤本 雅史、松下 正芳、山田 功一

〈自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業〉

多々良 哲也、三石 信義、宮城 英伸

〈自動車（新車）小売業〉

芦刈 崇泰、鹿嶋 秀和

使用者代表

〈鉄鋼業〉

日野 雅章、松尾 和彦

〈非鉄金属製造業〉

大塚 浩、木下 正文

〈電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業〉

石井 四郎、藤野 久信

〈自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業〉

坂本 進、高橋 基典、山本 勇一

〈自動車（新車）小売業〉

神 昭雄、挾間 陽

4 事務局

大分労働局：齊藤 労働基準部長、金田 賃金室長

田口 賃金室長補佐

5 議 題

- (1) 部会長・同代理の選出について
- (2) 専門部会運営規程の審議について
- (3) 資料説明
- (4) 日程調整
- (5) その他

6 議事録

賃金室長

それでは、ただいまから大分地方最低賃金審議会 大分県特定最低賃金専門部会 合同会議を始めさせていただきます。

私は、大分労働局で賃金室長をしております金田と申します。

よろしく申し上げます。

各委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

本会議には、特定最低賃金専門部会委員定数45名のうち、40名の委員が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項及び第6条第6項の規定により、各部会とも出席有効定数を満たしており、有効に成立していることを御報告いたします。

また、本合同会議は、公開となります。傍聴希望はありませんでしたので傍聴人はおりませんが、議事内容につきましては、後日、議事録をホームページに公開させていただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

本日の議事進行につきましては、座長が決まりますまで事務局で進行させていただきます。

まず、お手元にお配りしております資料について確認をさせていただきます。

【資料の確認】

それでは、ここで大分労働局 労働基準部長の斉藤から、ご挨拶を申し上げます。

斉藤基準部長

大分労働局で労働基準部長をしております斉藤と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、大分地方最低賃

金審議会特定最低賃金専門部会合同会議にご出席をいただき誠にありがとうございます。また、日頃から最低賃金行政の推進につきましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、最低賃金につきましては、ご承知のとおり、「地域別最低賃金」と各委員の皆様これからご審議をいただきます「特定最低賃金」の2つがございます。

まず、本年度の地域別最低賃金、すなわち大分県最低賃金の改正につきましては、公労使各委員の皆様の熱心なご審議により先月の8月10日に、現在時間額854円から45円引き上げの時間額899円に改正するよう答申をいただきました。その後、同月28日に異議申出に対してご審議いただき、10日の答申どおりとすることが妥当との答申をいただきましたことから、同日、大分労働局が改正することを決定いたしました。その後、今月6日に官報公示を行い、その公示から30日が経過する10月6日から発効することとなっております。

現在、大分労働局におきましては改正額と業務改善助成金の周知に鋭意取り組んでおりますが、各委員におかれましても、所属の団体などへの周知にご協力をいただきますと幸いです。よろしく願いいたします。

一方、特定最低賃金の改正につきましては、8月28日に、各種商品小売業を除く5業種について改正決定の必要性有りとの答申いただきました。このため、同日、大分労働局長から改正決定の諮問をさせていただいたところでございます。

本日は、5業種の特定最低賃金の改正決定についてご審議いた

だく第1回目となりますが、第1回目につきましては、本審で合同会議の形式で開催することが決まっておりましたので、本日はこの形式で開催させていただくものでございます。

本日は、部会長・同代理の選出、専門部会運営規程、金額審議のための資料説明、日程調整等を議題とさせていただいております。

第2回目からは各専門部会において金額審議に入っていただきます。各委員の皆様にはご負担をお掛けしますが、各業界の雇用・経済状況等を踏まえつつ、改正額のご審議をよろしくお願いいたします。

なお、特定最低賃金につきましては、労使のイニシアティブ発揮という趣旨に則り、全会一致の議決に至るように努力すること、発効日については12月25日の統一発効を目指すことが本審で確認されておりますので、これらの点につきましてよろしくお願いいたします。

それでは本年度の特定最低賃金の改正決定のご審議、何卒よろしくお願いいたします。

賃金室長

それでは、議題1「部会長、同代理の選出について」に入ります。

各専門部会の部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法第25条第4項の規定により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙すると定められています。

したがいまして、部会長及び部会長代理につきましては公益委員の中から選出いただくこととなります。

また、各専門部会の部会長代理については、平成24年度より2人の代理を選任していただくことになっております。

既に公益委員の中で調整を行い、互選をしていただいておりますので、その内容を皆様に御承認いただくという方法で、選出をお願いできればと考えております。

そのような方法でよろしいでしょうか。

【意見等なし】

それでは、互選していただきました結果を申し上げます。

議事次第の次のページから委員名簿がありますのでご覧いただきたいと思っております。

「鉄鋼業最低賃金専門部会」は、部会長に松隈委員、部会長代理に荒井委員、河野委員

「非鉄金属製造業最低賃金専門部会」は、部会長に清水委員、部会長代理に井田委員、田中委員

「大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会」は、部会長に下田委員、部会長代理に荒井委員、河野委員

「自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会」は、部会長に荒井委員、部会長代理に松隈委員、田中委員

「自動車新車小売業最低賃金専門部会」は、部会長に井田委員、部会長代理に荒井委員、河野委員

に、それぞれお願いするということで御承認いただけますでしょうか。

【意見等なし】

それでは、各専門部会の部会長及び部会長代理は、ただ今申し上げたとおりとさせていただきます。部会長及び部会長代理の方々には、各専門部会の円滑な運営をよろしくお願いいたします。

次に、これからの議事進行でございますが、本日の会議は各専門部会の合同会議でございますので、ただ今、お決めいただいた部会長の中から座長を選出していただき、以後の議事進行をお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

【意見等なし】

では、具体的な選任について委員の皆様の御意見をお伺いした

と思いますが、どなたか御意見ありますでしょうか。

特にないようでしたら、予め事務局の方で内諾を得ております自動車新車小売業最低賃金専門部会の部会長である井田委員にお願いしたいと思いますが如何でしょうか。

【異議無しの声】

それでは、井田部会長に座長をお願いすることといたします。
これからの議事進行をよろしくお願いいたします。

座長

ただ今、本日の特定最低賃金専門部会 合同会議の座長を仰せつかりました井田です。これからの議事が円滑に進むよう、よろしく御協力をお願いします。

それでは、議題2「専門部会運営規程の審議について」に入ります。

審議会では、最低賃金法第25条第2項の規定により、特定最低賃金ごとに最低賃金専門部会を設置することになっており、その運営については、専門部会ごとに運営規程が必要となります。

運営規程（案）について事務局から説明をお願いします。

賃金室長

それでは、資料（その1）の資料10、23ページから5産別分の運営規程（案）を添付しております。産別ごとに作成していますが、規定の内容は各専門部会共通でございます。各委員該当する

産別の運営規程をご覧ください。この運営規程は、専門部会を運営するにあたり、その取扱いを定めたものでございます。

第2条に「会議の招集」要件を定めております。部会長、大分労働局長、又は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催要求があった時は部会長が行うこととなっております。

第3条には、必要に応じ、実地調査または参考人の意見聴取ができる旨定められております。

第4条には、「委員の欠席」に関すること、が定められておりますが、令和2年度からテレビ会議システムの利用を定めております。テレビ会議システムの利用につきましては、専門部会は参集しての審議を基本にしている関係上、「やむを得ない理由かつ、欠席することにより審議自体に重大な影響を及ぼす恐れがある場合」の2要件により判断する旨、本審の場で確認しておりますので、特定最低賃金専門部会におきましてもこの方針で運用いただきたいと考えております。

第6条に「会議の公開」に関することを定めております。会議は、原則公開とすることになっておりますが、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利、利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができることを定めております。第7条に議事録の作成に関すること等が規定されています。議事内容につきましては、会議が公開の場

合、議事録は公開となり、会議が非公開の場合は、議事要旨を公開することとなります。

座 長

ただ今、説明のあった運営規程（案）について、ご意見がありましたらお願いします。

【意見等なし】

各専門部会の運営規程はこの（案）のとおりとしてよろしいでしょうか。

【意見等なし】

それでは、各専門部会の運営規程は、この（案）のとおりと決定します。冒頭の（案）は削除していただき、末尾の付則は令和5年9月25日と記入をお願いします。

只今、各専門部会の運営規程について承認いただきましたが、今後の金額審議の公開について協議いただきたいと思います。

会議の公開については、先程事務局から説明がありましたように、専門部会運営規程第6条に「原則は公開」であることと「一定の場合には部会長が非公開にできる」ことが規定されています。

審議会の公開につきましては、個人情報保護等に配慮しつつ、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという観点を踏まえて検討をいただく必要がありますが、特定最低賃金の金額

審議においては、各業界の特有の内容となるものであり、それが公になることにより、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがあるとともに、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがありますので、運営規程第6条の「個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合」、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」を適用し、金額審議は全面非公開とする取り扱いがよいのではないかと考えます。

この取扱いでいかがでしょうか。初めに各部会長の皆様いかがですか。

【意見、異議等なし】

他の委員の皆様はいかがでしょう。

【意見、異議等なし】

それでは、今後の特定最賃専門部会の金額審議における公開につきましては、運営規程第6条但し書きを適用し「全面非公開とする。」として運営することをお願いします。次に、議題3「各種資料の説明」に入ります。特定最低賃金の審議に関し、事務局より資料が提出されておりますので、各資料の説明をお願いします。

賃金室長

【各資料の説明】

座 長

ただ今の説明に対し、御質問等があればお願いします。

【質問等なし】

それでは、議題4「日程調整」に入ります。具体的な調整は、いったん合同会議を終了したうえで専門部会ごとに実施していただきますが、全般的なスケジュール等について、事務局に説明をお願いします。

賃金室長

各専門部会の今後の開催日程でございますが、大分県における特定最低賃金の審議につきましては、平成13年度から、6業種について統一発効を目指しております。

今年度は6業種のうち各種商品小売業が審議の結果、金額改正の必要性無しとなったため、5業種につきまして統一発効を目指すこととなります。

本年度も7月4日の本審において統一発効を目指すとの合意がなされ、具体的には12月25日の発効を目指すこととされております。

そのために、各専門部会におかれましては、遅くとも10月24日（火）までに金額審議を終えていただき、10月25日（水）に本審

を開催できればと考えております。

10月中に集中的に御審議いただくこととなり、委員の皆様にはご負担をお掛けしますが、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

事前に各委員からいただきました日程調整表をもとに、専門部会の開催日程（案）を作成いたしました。合同会議の終了後、部会ごとに日程調整をさせていただきますが、今この場で調整したほうが良いと思われる点はございませんでしょうか。

座 長

何か質問等はありませんか。

なければ、事務局に今後の進行を説明願います。

賃金室長

先程申し上げましたように合同会議の終了後、部会ごとに金額審議の日程などについて御協議いただきます。

場所は、当ビル4階の会議室です。部会ごとにご移動いただきますが、本年度は、①電気、②自動車新車、③非鉄、④鉄鋼業、⑤自動車船舶の順で、順次ご案内いたしますので、よろしく願いいたします。

座 長

それでは、最後の議題5「その他」に入ります。

労使各側から、日程調整を除き、ここで話しておきたいようなことがあれば伺いしたいと思います。労働者側、何かありますか。使用者側何かありますか。公益側何かありますか。

【意見等なし】

では、事務局から何かありますか。

賃金室長

1点、議事録の確認方法につきまして説明をいたします。

専門部会では議事録を作成します。作成しました議事録につきましては、部会長と労使各1名の委員に内容の確認をいただきます。確認いただきます委員につきましては、各専門部会の終了時に部会長から指名をさせていただきます。確認の方法につきましては、議事録ができましたら事務局から、確認いただく委員にメールで議事録を送付いたしますので、内容をご確認いただき、返信にて「確認した旨」送付いただくことにより、議事録の確認とさせていただきます。議事録の確認時期につきましては、事務局で5産別分の議事録の作成時間が相当にかかりますので、事務局からのメール送付は時間を要する旨ご承知いただきたいと思います。

議事録の確認方法については以上でございます。

それでは、日程調整ですが、順番にご案内いたしますが、順番

が来るまで、この部屋で待機をお願いします。

各専門部会において日程の調整が終わりましたら、そのままお帰りいただいて大丈夫でございますので、お荷物はお持ちになって移動ください。お帰りの際にお忘れものがないようお願いいたします。

(日程調整)

座 長

以上で合同会議の議事を終了します。

次回からは金額審議に入ることとなりますので、効率的な審議が図れますよう、各委員におかれましては、事前に本日の資料等の御検討をお願いします。

本日の議事録確認委員は、原口委員、大塚委員にお願いします。

皆さん大変お疲れ様でした。

確認委員 座 長 井田 雅貴

労働者側委員 原口 享子

使用者側委員 大塚 浩